

みんなではじめよう！

# 再生資源の団体回収

再生資源を団体で回収して市に申請すると、

**報償金**が支給されます！

報償金が支給されるまでの流れ

- ① 活動する団体として  
市に登録します。



子ども会、PTA、高齢者クラブ、女性団体、生徒会（児童会）等、様々な団体として登録できます！

- ② 再生資源を回収します。



紙類、布類、ビン類、金属類、ペットボトル等が対象です。

- ③ 業者に引き渡して仕切書  
と計量票を受け取ります。



再生資源の引取業者に依頼します。

- ④ 支給申請書を市役所に  
提出して報償金の支給



再生資源1kgに対して、3.5円を支給します。（100円未満切捨て）

※ 詳しい申請方法等は裏面をご覧ください。

日立市は**ごみの減量化・資源化**  
に取り組んでいます。



問合せ先  
日立市生活環境部資源循環推進課  
〒317-8601 日立市助川町1-1-1  
電話 0294(22)3111 内線547

令和5年4月現在

## 団体登録と報償金申請について

手続は、団体登録と報償金申請の2種類がございます。

### ① 団体登録 **※再生資源を回収する前に必ず行ってください。**

#### 団体登録の申請

再生資源分別回収実施団体登録申請書（様式第1号）に、必要事項を記入の上、資源循環推進課若しくは各支所の窓口を持参するか、郵送、FAX、電子メールによりご提出ください。また、電子申請でも登録が可能です。

#### 登録の決定

団体登録を申請した代表者の住所に、団体決定通知書が郵送されます。

### ② 報償金申請

#### 再生資源の回収

再生資源の回収を実施してください。再生資源の分別方法は、ごみ処理ハンドブックをご覧ください。

※市で実施している再生資源回収は含まれませんので、ご注意ください。

#### 業者へ引き渡し

回収した再生資源を再生資源の引取業者に引き渡し、実績書と仕切書を受け取ってください。

※再生資源の引取業者は、下表を参考にしてください。

#### 報償金の支給申請

再生資源分別回収報償金支給申請書（様式第2号）に必要事項を記入の上、実績書と仕切書を添えて、資源循環推進課又は各支所の窓口まで提出してください。

#### 支給の決定

再生資源分別回収報償金支給決定通知書（様式第3号）が郵送されます。

再生資源の引取業者一覧（令和5年4月現在）

業者名	所在地	電話番号	紙類	金属類	布類	ビン類	ペットボトル
(有) 根本商店	田尻町 3-45-1	43-2422	○	○	○		
(株) 平沼商店	桜川町 4-13-3	34-2388	○	○	○		
(有) 稲澤商店	諏訪町 1-5-18	36-0831	○	○	○		○
やない金属	本宮町 4-30-10	22-3734		○			
佐川商店	石名坂町 1545-7	53-1604	○	○		○	
坂本商店	神田町 388-1	53-5788	○				
(株) 水越	鮎川町 2-1-35	36-2545	○	○	○	○	○
松浦商店	東大沼町 1-18-15	34-3969	○	○	○		
(株) 宮崎	砂沢町字榎ノ入 1197-20	85-7550	○		○		○

※再生資源引取業者は参考ですので、詳しくは各業者にお問合せください。